

ルエ、本荘彦三郎、高田一郎、松下一枝、山田房子、笠松カツ、藤井千代、大向榮一、片岡恭子、松村源之助、齋藤梅子、土川素道、久住武雄、演貞子、日吉マツ、堀内楠義、辻千代子、西村花代、新田志宇、引田英、石井君子、入間綾子、遠藤孝子、岡本シカ、古林繪子（長崎）長井八重、小幡重殿、小澤ツネ、和田よね、渡邊春野、中谷久子、新井京、樋口重乃、長尾きよの、梅木益代、日野基一、谷川ひさえ、首藤とみえ、野暮和可子、内匠ちゑ、木間きみ、渡邊幸子、原田藤太郎、中島達、竹室のぶ、福島正夫、松原直覺、島闘シン、山崎一郎、藤原糸江、木下みつ、植木秀、平松久雄（奈良）小川正通、島田よし子、中川芳江、藤田利則、南瀧治、三長きみ江、仲井彦太郎、木村春弼、牧浦芳子、山本豊子、柴田梅、中谷サタエ、小林若子、樋口正子、児玉寛、丸山壽郎、中山赳三郎、江川重次、阪口正一、土生信一、小佐田治、松岡英之助、川端義晴、（山口）太田モモヨ（徳島）鶴田常吉、井川德太郎、竹尾守、川人道夫、小延從二、香田稚子、阪東和子、福永喜代子、前川美代子、來代正之（福岡）遠藤麗（佐賀）薄登美世（長崎）大場久子、松崎久美子、大場三保子

官廳公示連絡事項 昭和二十六年度文部省 科學研究獎勵交付金について

学校における「文化の日」その
他國民の祝日の行事について
なお詳細は都道府縣教育委員會、大學等に問合せると
よ。

右について昭和二十五年十月二十五日文部省から各大學都道府縣教育委員會、都道府縣知事に對して昭和二十六年度の
獎勵金を受ける者の申請を通知したがその要領は左のようである。なお來年度は幼稚園關係者もふるつて申請してもらいたい。
一、名稱 科學研究助成補助金
二、申請できる者（關係部分のみ）
高等學校、中學校、小學校、幼稚園、育ろう學校、養護學校等の教員で研究を行つてゐる人
三、申請方法 一人一課題以上でも差支なく、この場合は
一課題ごとに申請書類を作製すること
申請する課題の内容については、制限がない。
多人數の組織的な共同研究でもよい。
四、申請の期限 昭和二十六年一月三十一日
五、提出先 文部省大學學術局研究助成課科學研究助成費係
六、提出書類 1、科學研究助成補助金交付申請書
2、科學研究助成補助金研究計畫概要書
3、通知用はがき

昭和二十五年十月十七日付文總審第一六七號で文部大臣官房總務課長から、都道府縣教育委員會、同知事等（三五頁）

さつたの」

羽根さんの可愛いお聲がちぎれちぎれに聞えてくるので、
風さんはお返事をしようと思つても、それどころではあります
せん。糸でしつかり松の木に巻きついてる風さんは、ビュ
ーツとお風が吹く度に、バーッと飛上りかけるのですけれど
糸に引張られて、やつぱりとべません、バサリと又落ちま
す。何度も何度も、それをくり返しましたが、其の中にブツ
ンと糸が切れました。糸の切れた風の奴さんは、サーッとお
風にのつて舞い上つてから、ひら／＼と羽根さんのすぐ
傍におりて來ました。

「風さんッ」

「あゝ羽根さんもそこ、よかつたね、風さんにお禮を云

おう」

二人はお聲を揃えて、

「風さん／＼有難う、本當にどうも有難うござりました」

と云いました。風さんは、もう遠くの方え吹き抜けて行き
ながら、

「どういたしまして、お星様が私にお頼みになつたんですよ
じやア おやすみ」

二人は今度は、高い／＼お空で、ニコ／＼して見てひらつ
しやるお星様を見上げながら、

「お星様ア、本當に／＼どうも有難うございましたア」と云
いました。お星様は、
「あゝよかつたね／＼又明日もよいお天氣だから、皆で仲好

くお遊びなさいね、じやア静におやすみ」

と仰言いました。二人は今度こそ、本當に安心して眠りました。
明日の朝、まさ子ちゃんや一郎ちゃんが見つけたら、
どんなに大喜びをするでしょう。

(四七頁より)

に對して次のような通達があつた。

このことについて、本日、天野文部大臣から次のような談
話がありましたので、「文化の日」その他國民の祝日にあ
つては、談話の趣旨をお含みの上、行事を行われるよう参考
のため、お知らせいたします。

貴機關に於いては、それぞれの學校……に對しこの趣旨を

周知徹底されるようお願ひします。(以下略)

談話——「文化の日」その他國民の祝日は、よりよき社會、より豊かな生活を築きあげるために、國民こぞつて祝い感謝し、又は記念する日として、われわれ國民がみずから定めた日であります。したがつて各學校においては、學生生徒兒童に對しこれらの祝日の意義を徹底させ、進んで國家及び社會の形成者としての自覺を深くさせることはきわめて必要なことと思われます。このために各學校では、訓話、講演會、學藝會、展覽會、運動會等それぞれ特色ある様々な行事を催されることとは思いますが、その際、國旗を掲揚し、國歌を齊唱することもまた望ましいことと考えます。又各官廳、各家庭においてもぜひともこれらの祝日には國旗を掲揚し、祝意をしめされるようおすすめします。